

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

中国弁護士 胡 絢静

II 中国法令アップデート

- 国家外貨管理局による一部の地域における小額の国外保証国内貸付業務試行の外貨管理問題に関する通知
- 消費者金融会社試行管理弁法(改正)(中国銀行監督管理委員会)
- オーガニック製品認証管理弁法(国家品質監督検査検疫総局)
- 直接販売企業社会責任履行ガイドライン(国家工商行政管理総局)
- 商務部による電子ビジネス活用の促進に関する実施意見
- 上海市従業員基本医療保険弁法
- 重慶市高級人民法院による小額貸付会社、担保会社、典当会社商事案件の若干問題に関する解答

III 台湾法令アップデート

- 「台湾・シンガポール経済パートナーシップ協定(ASTEP)」の締結

IV 中国万感

～ダブル 11(中国語:双十一)～

ニューヨーク州弁護士 安 然

◆上海オフィス(日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処)開設のお知らせ◆

当事務所は、上海オフィスの開設に関する許可を中国の司法部から取得し、9月1日より業務を開始いたしましたので、お知らせいたします。中国の金融・経済の中心地である上海にオフィスを設置することにより華東地区以南の案件について利便性を向上させ、様々な中国関連案件に対し、これまで培ってきた中国業務の経験を生かし、中国の実情を踏まえたアドバイスを提供していく所存です。

【上海オフィスの概要】

名称:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 上海オフィス

代表:弁護士 森脇 章

所在地:中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階

郵便番号:200120

TEL:+86-21-6160-2311(代表)

FAX:+86-21-6160-2312

E-MAIL:shanghai@amt-law.com

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆名古屋オフィス開設のお知らせ◆

当事務所は、9月24日に名古屋オフィスを開設し業務を開始いたしましたのでお知らせいたします。名古屋オフィスでは、東海地方の依頼者の皆様に、より密着した形で充実した法的サービスを提供することを目的とし、専門性の高い業務やクロスボーダーの法律問題に関するソリューションを、当事務所の東京および海外オフィスの弁護士と連携しつつ、ダイレクトに提供いたします。名古屋オフィスには、コーポレート、M&A、独占禁止法およびアジア関係の業務などの幅広い業務を手掛ける青柳良則弁護士が常駐し、あらゆる分野の法的サービスを、ワンストップで提供してまいります。

【名古屋オフィスの概要】

名称:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

代表:弁護士 青柳 良則

所在地:愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階

TEL:052-533-4770(代表)

FAX:052-533-4772

E-MAIL:nagoya@amt-law.com

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆シンガポールオフィス開設のお知らせ◆

当事務所は、11月28日にシンガポールオフィスを開設し業務を開始しましたのでお知らせいたします。シンガポールオフィスでは、シンガポールおよびその周辺地域における M&A、金融取引、紛争処理案件等をはじめ、依頼者の皆様の東南アジアへの進出のサポートをするとともに、コンプライアンスや労務案件等の進出後の法律問題等についても現地の最新の实情に基づいたアドバイスを行います。シンガポールオフィスには、前田敦利弁護士、花水康弁護士および副田達也弁護士が常駐し、東南アジア各国の有力法律事務所との強固な関係およびこれらの法律事務所に既に駐在しております当事務所弁護士のネットワークを活用し、当事務所の日本および海外オフィスの弁護士と連携しつつ現地に根ざした法的サービスを提供いたします。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

当事務所の弁護士が執筆いたしました「域外適用法令のすべて」(出版:株式会社きんざい)(共著)が刊行されました。

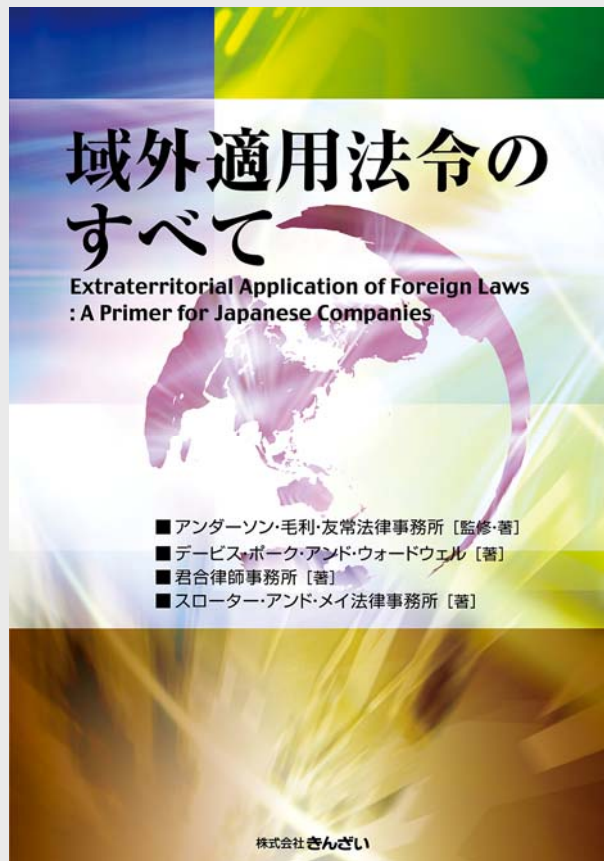
以前より、日本国内の取引や行為でも外国法が適用されることに留意しなければならない状況となっている中、本書では、米国法、英国法及び中国法が日本国内の取引・行為にどのように適用されるかを、君合律師事務所及び欧米の法律事務所と共同で解説しております。

本書の執筆には、当事務所では 10 人を超える弁護士が執筆に参加しており、中国関係では中川裕茂弁護士及び濱本浩平弁護士が参加しております。

詳細は下記リンクからご覧いただけます。

<http://store.kinzai.jp/book/12343.html>

「域外適用法令のすべて」



I 中国相談室



中国弁護士 胡 絢静

Q: 改正消費者権益保護法について、重要な改正点はどのようなものがあるのか？

前号では、個人情報取り扱いについて解説いたしました。この号では、事業者の責任や義務と密接に関連している他の点を重点的に説明いたします。

(1) 欠陥品のリコール義務(19条、55条、56条)

改正消費者権益保護法(以下「本法」という。)は欠陥品のリコール制度について定めました。欠陥品のリコール制度自体は、本法の制定前から、自動車、食品、子供用玩具などの製品について、それぞれの個別法においてリコール規定がありました¹。本法は、これまで明文規定のなかった製品についても、事業者者にリコールする義務があることを明確にしました。具体的には以下の通りです。

①リコールの手続き

事業者は、その提供した商品又はサービスに欠陥が存在し、人身、財産の安全を脅かす危険を有することを発覚した際は、速やかに関連行政部署に報告し、消費者に告知し、その上で販売の停止、告知、リコール、無害化处理、廃棄、生産・サービスの停止などの措置を取らなければなりません。

②行政責任

行政部門が欠陥商品やサービスの販売停止、告知、リコール、無害化处理、廃棄、生産・サービスの停止を命じたにもかかわらず、事業者がそれらの措置を取らない場合は、警告、違法所得の没収、違法所得の1倍以上10倍以下の過料、違法所得がない場合は50万元以下の過料に処することができます。さらに、情状が重大な場合は、業務停止、営業ライセンスの取消しに処することもできます。

(2) 三包責任(24条)

本法は三包責任について、以下のように定めています。

商品またはサービスの品質に不備がある場合、消費者は国の規定又は当事者間の定めに従い、返品、交換、修理等を求めることができる。国の規定や当事者間の定めがない場合は、商品を受け取った日より7日以内に返品を求めることができる。7日が過ぎた後は契約解除の法定要件に満たした場合は、返品を求めることが可能であり、満たしていない場合は、交換や、修理等の義務を求めることができる。

三包責任とは、品質不良の商品の返品、交換、修理のことを言います。三包責任については、「一部の商品の修理・交換・返品責任に関する規定」(国家経貿委、国家技術監督局等、1995

¹ 例えば、自動車については、「欠陥自動車製品リコール管理条例」(国務院、2013年1月1日実施)が存在します。食品については、「食品リコール管理規定」(国家品質監督検査検疫総局、2007年8月27日実施)、「乳製品品質安全監督管理条例」(国務院、2008年10月9日実施)、「食品安全法」(全人大常務委員会、2009年6月1日実施)が存在します。

年 8 月 25 日公布、以下「三包規定」という。)により、18 種類(主に家電製品)の商品についての修理、交換、返品責任の適用要件や生産者と販売者の義務等について定めています。また、それらの商品以外の一部の商品についても、三包責任に関する特別法が制定されている場合があります。「家庭用自動車製品修理、交換、返品責任規定」(国家品質監督検査検疫総局、2013 年 10 月 1 日実施)がその一例です。

前記三包規定によれば、18 種類の商品については、消費者は購入日から 7 日以内に、品質不良商品を返品する権利があるとされています(9 条)。本法は、国の規定や当事者間の定めがある場合を除いて、すべての商品及びサービスについて、品質不良商品を受領日から 7 日以内は返品可能としています。本法では、サービスも対象となることを明らかにしたほか、製品にも特段の限定を定めておらず、三包責任の範囲を拡大したものと考えられます。また品質不良が法定の解除事由²に該当しないものであったとしても、受領から 7 日以内であれば返品可能であるものと考えられ、この点が改正前よりも踏み込んだ規定といえます。また、返品、交換や修理のため消費者が支出した輸送費を、事業者が負担することも明記されました。

なお、三包責任に関して別途法令があるときは、その規定に従うことになります。例えば家庭用自動車製品については、上記の「家庭用自動車製品修理、交換、返品責任規定」(国家品質監督検査検疫総局、2013 年 10 月 1 日実施)が優先的に適用されるものと考えられます。

(3)クーリング・オフ制度(25 条)

インターネット、テレビ、電話、通信販売等の方法で購入した商品について、消費者は商品受領日より 7 日以内に、理由によらず、返品可能であることが、改正法によって新たに定められました。上記(2)に説明した 7 日以内の返品権利は、品質不良の商品についての規定であって、本条は品質が不良かどうかにかかわらず、返品できる旨の規定です。ただし、以下の場合を含め、商品の性質により返品できない且つ消費者が購入する際に了承したものについては、当該制度を利用できないとされています。

- ①消費者のオーダーメイドの商品
- ②生鮮商品、腐敗しやすい商品
- ③オンラインでダウンロードし、又は消費者が開封した音響映像製品、コンピュータソフトウェア等のデジタル化商品
- ④引渡し済みの新聞、定期刊行物

(4)懲罰的損害賠償

本法 55 条は、事業者には詐欺的行為がある場合と、欠陥品の提供により消費者や第三者に死亡させ又は健康に重大な損害を与えた場合を分けて、被害者が実際に被った財産損失を増額して賠償するいわゆる懲罰的損害賠償を定めています。

- ①事業者が商品又はサービスを提供するに当たり詐欺的行為を有する場合(第 1 項)
増加賠償の金額は、消費者が商品購入価格又はサービスを受けるための費用の 3 倍とされ、増加賠償金額が 500 元を満たさない場合は、500 元とされています。改正前と比べ、増加賠償金額が 1 倍から 3 倍に上げられ、また最低賠償額も設定されました。詐欺的行為の意味について、本法には定めがありませんが、一般的には民法通則 58 条及び契約法 52 条、54 条に言う詐欺

2 本法では法定の解除事由が何かを明らかにしていませんが、「一方当事者の債務の履行遅滞又はその他の違約行為により契約の目的の実現が不能となったとき」(契約法第 94 条(4))などがこれに該当するものと考えられます。

的行為と同じ意味を有すると解釈されます。「最高人民法院による民法通則の若干問題の徹底的執行に関する試行意見」の68条は詐欺的行為について以下のように解釈しています。すなわち、一方当事者が故意に不真実の状況を他方当事者に告知する、又は故意に真実の状況を隠匿し、他方当事者に錯誤的な意思表示をさせる行為は、詐欺的行為と認定されます。典型的な例としては、産地の偽造、偽物の生産・販売などがあります。

②商品やサービスに欠陥があると知りながら、消費者に提供し、消費者や他の被害者に死亡させ又は健康に重大な損害を及ぼした場合(第2項)
消費者は被った損失の2倍に相当する額を請求できます。当該損失には、消費者が怪我等により発生した医療費用や収入の減少、及び障害者や死亡者となった際に別途支出しなければならない賠償金が含まれ、高額となる可能性があります。

欠陥商品の提供に関する懲罰的賠償は、権利侵害法47条³においてすでに定めがあります。本項は、権利侵害法に定めた原則をさらに具体化したものと考えられます。すなわち、権利侵害法は、欠陥商品の提供に限定するのに対し、本法は欠陥商品のみならず、サービスの提供に欠陥がある場合も懲罰的賠償があることを明らかにしました。また、その際の懲罰賠償額が消費者の被った損失の2倍以下であることも決めました。両方とも全人代が制定した法律ですが、本法が後に制定されたものですので、本法が優先適用されるものと考えられます。

以上

※「改正消費者権益保護法」の全訳(参考訳)をご希望の方には無償で差し上げますので、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

3 製品に欠陥があることを明らかに知りながら、生産、販売を行い、他人を死亡させ、又は健康に重大な損害を与えた場合、権利を侵害された者は、懲罰的損害賠償を請求する権利を有する(権利侵害責任法第47条)。

Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

<外貨管理>

国家外貨管理局による一部の地域における小額の国外保証国内貸付業務試行の外貨管理問題に関する通知

[ポイント] 本通知は、広東省、浙江省、福建省、深セン市所在の中国国内の企業(外商投資企業を含む。)が日本の親会社などの国外企業の担保提供(保証、抵当、質権設定)により中国国内の金融機関から外貨又は人民元建ての借入れや与信限度の設定を受ける際の外貨管理に関する規定である。現行の「外債登記管理弁法」によれば、外商投資企業が上記の借入れ又は与信限度の設定を受け、担保が履行された場合には、外債登記を行うことが義務付けられているが、本規定では、貨物貿易外貨管理について B 類、C 類の認定を受けていない企業であること、金額が 5000 万人民币元以下であること、いかなる時点でも未返済額がその企業の前年度の純資産を超えないことなどを条件に、外債登記手続が不要とされている。また、上記弁法では、担保の履行額(求償債務)について、企業の投注差(投資総額と登録資本の差額)の管理を受けることとされているが、本弁法は短期外債限度額の制限を受けないものとされており、外債に関する規制の緩和と評価できる。

(2013 年 10 月 28 日公布、施行)(匯発[2013]40 号)

[原文] [国家外汇管理局关于在部分地区试行小额外保内贷业务有关外汇管理问题的通知](#)

<消費者金融業>

消費者金融会社試行管理弁法(改正)(中国銀行監督管理委員会)

[ポイント] 本弁法は、消費者金融会社の設立要件や業務範囲などについて定めたものであり、現行法の改正法である。本弁法については、2013 年 9 月に改正案が公表され、意見募集が行われていたが、このたび正式に公布された。現行法では、業務範囲が原則として登録地の行政範囲に限定されているが、この制限が撤廃されるなどの緩和されるほか、個人への貸付額の上限が、現行法の月収の 5 倍から、顧客のリスク負担能力内かつ残高 20 万人民币元以下に改められる等の点での改正が行われている。

(2013 年 11 月 14 日公布、2014 年 1 月 1 日施行)(中国銀行監督管理委員会令 2013 年第 2 号)

[原文] [消费金融公司试点管理办法](#)

<製品認証>

オーガニック製品認証管理弁法(国家品質監督検査検疫総局)

[ポイント] 人が消費する製品(食品・化粧品等)と動物用食品(飼料等)の有機認証の手續に関して定める法令で、現行法に替わる新法である。主要な変更点としては(i)認証機関に対して認証に関する記録を 5 年間保存することを義務づける点、(ii)有機原料の使用量が 95%未満(重量・体積比)の製品に「有機」の表示を認めない点(現行法では 70%以上 95%未満の場合に「有機原料による生産」という表示が認められていた)、(iii)国外の有機認証を受けた製品の輸入に関する規定の新設、(iv)過料額の引き上げがある。

(2013年11月15日公布、2014年4月1日施行)(国家品質監督検査檢疫總局令第155号)

[原文] [有机产品认证管理办法](#)

<対面販売>

直接販売企業社会責任履行ガイドライン(国家工商行政管理總局)

[ポイント] 本ガイドラインは、直接販売(固定した営業場所以外の場所で販売員がエンドユーザーに対して商品の勧誘及び販売を行う業態)の果たすべき社会的責任に関して定めたものである。本ガイドラインには社会公益事業への積極的な関与など企業の社会的責任に関する事項のほか、連鎖販売行為の禁止、返品制度の構築など、他の法令で禁止又は要求されている事項にも数多く言及されている。

(2013年10月22日公布、施行)(工商直字[2013]165号)

[原文] [直销企业履行社会责任指引](#)

<Eコマース>

商務部による電子ビジネス活用の促進に関する実施意見

[ポイント] 本意見は、電子ビジネスの促進のための政策の方針を定めたものである。本意見の対象には、中国国内の電子ビジネスだけでなく、クロスボーダーのB2Bの電子ビジネスのほか、電子ビジネスによる個人による国外からの輸入も含まれており、この分野における物流、支払い、監督管理などのシステムの構築にも言及されている。

(2013年10月31日公布、施行)(商電函[2013]911号)

[原文] [商务部关于促进电子商务应用的实施意见](#)

<上海市>

上海市従業員基本医療保険弁法

[ポイント] 本弁法は、社会保険の一つである医療保険に関する上海市の規定であり、旧「上海市都市従業員基本医療保険弁法」に替わるものである。旧法の規定よりも適用される企業の範囲が拡大され、上海市内の全ての企業等とされているほか、保険料の使用負担額が、納付基数の9パーセント(旧法では10パーセント)に引き下げられた。

(2013年10月14日公布、同年12月1日施行)(滬府令8号)

[原文] [上海市职工基本医疗保险办法](#)

<重慶市>

重慶市高級人民法院による小額貸付会社、担保会社、典当会社商事案件の若干問題に関する解答

[ポイント] 本通知は、小額貸付会社による貸付契約等に関する実務上の問題についての重慶市高級人民法院の見解を示したものである。小額貸付会社による貸付の利率の上限は、人民銀行が公表した同時期の貸付基準利率の4倍とされているが、この率を超過した利息を約定した場合の約定の効力につき、原則として有効との考えに立ちつつ、①小額貸付会社が超過部分の返済を請求した場合にはこの請求を認めない、②借入契約の履行が完了した後、借入人が契約の無効を理由に超過部分の返還を請求しても認めない、ただし、③借入契約の履行が終了する前に、超過部分と借入金元金及び利息との相殺を認めることなどが示されている。本解答は、司法解釈としての法的拘束力はないものと考えられるが、法定の上限を超過した利率を約定した場合の処理に関する重慶市高級人民法院の考え方が示されており、実務上も参考になるものと思われる。

(2013年10月9日公布、施行)(渝高法[2013]245号)

[原文] [重庆市高级人民法院关于审理涉及小额贷款公司、担保公司、典当行商事案件若干问题的解答](#)

Ⅲ 台湾法令アップデート

台湾弁護士 吳 曉青

〈自由貿易協定〉

「台湾・シンガポール経済パートナーシップ協定(ASTEP)」の締結

[ポイント]2013年11月7日に、台湾とシンガポールは経済パートナーシップ協定を締結した。台湾と東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国が締結した初めてのFTAである。同協定には、商品貿易、原産地規制、税関手続、海外サービス貿易、投資、政府調達、貿易障害の排除、食品安全検査、動植物の検疫、電子商取引、競争政策、知的財産権、紛争解決、体制の整備などに係る貿易協議が含まれている。ASTEPの締結により、台湾側はコメなど一部農産品を除いた商品が関税撤廃の対象(比率99.48%)となり、シンガポール側は商品全品目(比率100%)が関税撤廃の対象となる。商品貿易自由化の最終目標は、15年後にゼロ関税を達成することとされる。また、サービス業及び海外投資の分野でも自由化が進むことになる。

(2013年11月7日締結、それぞれ内部承認を経て相互通知により発効)

[原文] 臺星經濟夥伴協定(Agreement between Singapore and the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen, and Matsu on Economic Partnership, ASTEP)



【ダブル 11(中国語:双十一)】

ニューヨーク州弁護士 安 然

昨年この時期に本欄で紹介したとおり、11月11日は、中国では「光棍節(ひとり者節)」「(「光棍」は未婚かつ交際相手がいない人の意味)と呼ばれている。ここ数年、ネット商店街が「ひとり者」をターゲットとして光棍節にセールを行うようになった。

今年もタオバオをはじめ、「JD.COM(中国語:京東)」や「1号店」などのネット商店街が1ヶ月ほど前からテレビやインターネットを通じた大々的な宣伝を行ったが、そこには「光棍節」という言葉がほとんど見当たらなかった。11月11日はもはや光棍節を離れた買い物シーズンとなっている。

昨年は中国最大級のネット商店街「タオバオ(中国語:淘宝)」の売上が1日で191億人民元(3200億円弱)に達し世間を驚かせた。また、短時間にアクセスが集中し決済ができなかったりサイトにアクセスできないといった問題も生じたようである。

今年は更に加熱し、11月11日になってからの55秒間(つまり0時0分55秒まで)でタオバオの売上げは1億人民元(17億円弱)を突破し、1日の売上げは350.19億人民元(約6000億円弱)に達し、昨年を大幅に上回った。他のネット商店街でも、例えばJD.COMでは今年の11月11日の売上げが1日の平均売上の633%に達した。報道によれば、オンラインショッピングに専念するため仕事を休む人や、従業員に休暇を与える会社まであったようである。

ただ11月11日に買った商品は必ずしもすぐに配送されるわけではない。昨年は、運送会社が大量の荷物を処理しきれず何週間経っても商品を受け取れない顧客からのクレームが相次いだ。今年はアルバイトの雇用や輸送用の航空機を購入して配送力の増強を図ったようであるが、2週間経っても11月11日に販売された商品の配達はまだ終わっていないらしい。

TOPICS

◆2013年11月

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士、当事務所北京オフィスの李加弟顧問の富裕層向け法律業務に関するインタビュー記事が中国の下記雑誌に掲載されました。

「日本のプライベートセクター業務の弁護士の現状」
(方圓(Fangyuan Magazine)2013年10月号)

◆2013年11月18日/12月2日

弊事務所にて、当事務所のパートナー弁護士及び海外の各法律事務所弁護士による「日本国内の取引の落とし穴 ～外国法の日本国内での適用～」セミナーが開催されました。

【講師及び海外法律事務所一覧】

<11月18日>

- ・片山達
- ・中川裕茂
- ・伊藤麻里
- ・原悦子
- ・君合法律事務所
- ・デービス・ポーク・アンド・ウオードウェル法律事務所
- ・スローター・アンド・メイ法律事務所

<12月2日>

- ・仲谷栄一郎
- ・片山達
- ・若林弘樹
- ・甲斐淑浩
- ・中川裕茂
- ・吉井一浩
- ・伊藤麻里
- ・原悦子



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

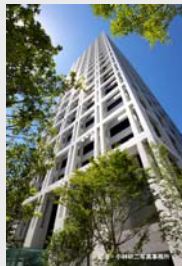
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	李 加弟	
石黒 昭吉	李 彬	
屠 錦寧	杜 雲華	
胡 絢静	安 然	
許 明義		
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.cn>



安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表處

中華人民共和國上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com